

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野市役所ホームページより

被災者に対する歯科医師による相談を行います

避難所名	実施日	時間
豊野西小学校	11/10(日)	午後4時～6時
昭和の森公園 フィットネスセンター	11/10(日)	午後4時～6時
長野運動公園	11/13(水)	午後4時～6時
北部スポーツレク レーションパーク	11/15(金)	午後4時～6時

避難所や自宅等で避難生活をしている方の歯に関する悩みなどについて、上記の日程で歯科医師が避難所を訪問し歯科に係る相談を受けます。対象は「避難生活をしている方」。ご家族宅などに避難されている方も対象です。

【問合せ】保健所健康課 226-9961

罹災証明書について

申請は委任状により代理人が行えます。また認定結果に納得がいかない場合は証明書交付後でも再調査を依頼できます。

長野市役所ホームページより

被災された方の国民年金保険料の免除について

国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）については、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請により納付を免除される場合があります。

【対象者】災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

【申請に必要なもの】

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ② 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※①②は長野市ホームページに書式あり
- ③ 罹災（りさい）証明書の写し
- ④ 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し（ある場合）

【提出先】国民年金室（市役所本庁第1庁舎2階）、各支所（長沼、豊野は除く）または、長野南年金事務所 227-1284

【問合せ】国民健康保険課 国民年金室 24-5026

介護・ケアプラン有料化 等の制度見直しの中止を 求める署名にとりこんでいます

現在、政府内で、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
年 月 日

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善を求める請願署名

現在、政府内で、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

介護現場では人手不足がいっそう深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の賃金が全産業平均よりも月額約8万円も低い実態は依然として改善されていません。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がいっそう進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

以下、請願します。

請願項目

- 1 ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の削減など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しをいっさい行わないこと
- 2 すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。実効性のある確保対策を講じること
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。そのための財源を国の責任で確保すること

(※氏名・住所は、必ず下記欄に併記して「J」を使用せずに書き下す)

氏 名	住 所

(取扱団体)

中央社協 (中央社会保険連合会)	全日本民医連 (全日本民主医療連合会)	全労連 (全国労働組合連合会)
---------------------	------------------------	--------------------

※この署名は、国会・関係行政に提出する以外に使用できません

年金生活者支援給付金

封筒が届いたら手続きを

「年金生活者支援給付金」(10月実施、対象者は全国で約970万人)の請求受付が始まっています。年内に請求しないと、10月～来年1月の4か月分を受け取れません。封筒が届いたら、早めに手続きをしましょう。今年4月1日時点で年金を受給している対象者には、日本年金機構が淡い黄緑色の封筒(下図)を郵送しています。



給付金を受け取るには、手続きが必要です。封筒に同封されているのはがき「年金生活者支援給付金請求書」に氏名、記入日、電話番号を記入し、目隠しのシールと63円分の切手を貼りポストへ投函します。

問合せは「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」電話0570(05)4092へ。基礎年金番号や、がき「年金生活者支援給付金請求書」を手元に用意して電話して下さい。

※災害等により紛失された場合は、長野南年金事務所227-1284に問合せましょう。